

○定期報告を要する特定建築設備等の報告時期一覧

国が政令で定める特定建築設備等			報告の年度						
	特定建築設備等の種類	報告の時期	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
1	昇降機 ・エレベーター(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第138号)第12条第1項第6号に規定する性能検査を受けなければならないものを除く。) ・エスカレーター ・小荷物専用昇降機(昇降路のすべての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いものを除く。)	毎年の4月1日から翌年3月31日(同日前に前回の報告の日から起算して1年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日)までの間とする。 市建築基準法施行細則第9条第2項第1号	○	○	○	○	○	○	○
2	防火設備(外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。) ・政令で定める定期報告を要する建築物に設けられる防火設備 ・病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備	毎年7月1日から12月31日まで 市建築基準法施行細則第9条第2項第2号	○	○	○	○	○	○	○
3	準用工作物(昇降機等) ・乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。) ・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 ・メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	毎年4月1日から5月31日まで 市建築基準法施行細則第9条第3項	○	○	○	○	○	○	○

特定行政庁(高松市)が指定する特定建築設備等			報告の年度						
	特定建築設備等の種類	報告の時期	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
1	建築設備 政令で定める定期報告を要する特定建築物及び高松市が指定する特定建築物に設けられる以下の建築設備 ・機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備に限る。) ・排煙設備(法第35条の排煙設備のうち、排煙機を有するものに限る。) ・非常用の照明装置で予備電源を別置きしたもの(法第35条の非常用の照明装置に限る。)	毎年7月1日から12月31日まで(建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第285号)第1に規定する検査の項目については、前回の報告を行った日の属する年の翌年からその2年後の年までのいずれかの年の7月1日から12月31日まで) 市建築基準法施行細則第9条第2項第3号	○	○	○	○	○	○	○